

4

公園



## 1 出入口

### ■基本的な考え方■

車いす使用者にとって支障のない出入口を設け、これと連続した園路との動線を確保する。

#### 整備基準

##### 1 出入口

公園の出入口のうち1以上の出入口（駐車場へ通ずるものを含む。）は、次に定める構造とすること。

- (1) 幅は、内のを1.2メートル以上とすること。
- (2) 車止めを設ける場合においては、間隔は、90センチメートルを標準とすること。
- (3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
- (4) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。
- (5) 必要に応じて、線状ブロック及び点状ブロックを敷設すること。

#### 整備基準の解説

##### ●整備の対象

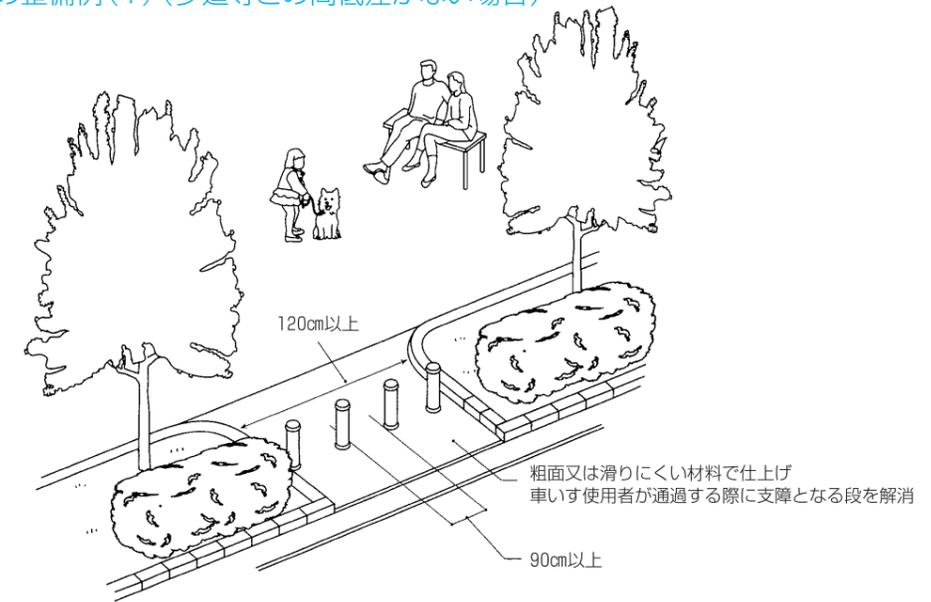
一以上の出入口を整備する。

項目	解説
(1)幅	○出入口の内り幅120cmは、人が横向きになれば車いすとすれ違い、松葉杖利用者が円滑に通過できる寸法。
(2)車止め	○車止めの間隔90cmは、車いすで通過しやすい寸法。
(3)段	○視覚障害者がつま先で段差を知覚するには、高さが2cm程度必要である。また、車いす使用者が通過する際に段差が2cm以下で面取りを施せば支障にならない寸法である。

#### 配慮事項

項目	解説
水平部分	○出入口及び車止めの前後150cmは水平部分を設ける。

出入口の整備例(1) (歩道等との高低差がない場合)



出入口の整備例(2) (歩道等との高低差がある場合)

